

## 神戸市芸術文化活動助成要綱

平成4年7月1日 市民局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市民の芸術文化に関する創作発表活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化活動に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号以下「補助金規則」とする）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、芸術文化団体とは、団体としての組織を有し、芸術文化（音楽、美術、演劇、舞踊など）の分野を主たる活動内容とし、継続的に団体としての活動を行っているものをいう。

2 第1項の団体には、公共団体若しくは公共的団体、又は営利企業は含まないものとする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

### (対象者)

第3条 補助事業等の対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)神戸市内に団体所在地及び主たる活動拠点のある芸術文化団体のうち、団体の会員が5名以上で、会員の半数以上が神戸市在住者であり、かつ、その神戸市在住者が活動しているもの。また、申請受付期間の初日において、1年以上前から、対外的な創作発表活動を実施している実績を有する団体。

(2)神戸市内に本部を置く大学・短期大学において、学生を中心として組織され、大学が公認している学内の芸術文化団体。ただし、活動実績は問わない

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1)市税の滞納があるもの

(2)神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3)法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(4)公正取引委員会から私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

### (対象事業)

第4条 補助事業等の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、補助対象者が神戸市内で主催する、日頃の創作や活動の成果を広く市民に発表することを主たる目的とする事業で、芸術性、文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与し、広く市民に公開されていることが明らかな事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

(1)宗教的活動、政治的活動、営利（事業収支が黒字となるもの、受賞者に賞金を支払うもの、寄附を行うもの等）を目的とした活動

(2)教室やカルチャーセンターなどの発表会

(3)団体内部の者に出演料や謝礼等を支払うもの

(4)団体の関係者が所有、運営する会場で行うもの

(5)物販や飲食を伴うもの

(6)一般市民が入場，見学できないもの。また，一般市民が入場，見学できることが広く広報されていないもの。主たる行事目的が一般市民への創作発表・公開と解されないもの。

(7)授業やゼミなどの学校行事

(8)公共団体，公共的団体，営利企業が実施するもの

(9)補助事業の対象経費に対し他の助成を受けているもの

(10)神戸市または，神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けているもの  
(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は，補助対象者が当該年度内に実施する芸術文化活動に要する経費のうち，次の各号に掲げるものとする。ただし，実施年度が2か年にまたがる事業の場合，事業完了年度において，当該事業全体の経費を対象とする（第11条1項の規定により助成金の交付を決定した日前に着手している事業に係る経費を含む。）。

(1)事業本番の会場使用料

(2)リハーサルもしくは搬入・搬出等，事業実施の準備のための会場使用料。ただし，必要最小限かつ本番当日と連続する前後1日のみ認めるものとする。また，当該会場は本番会場と同じところでなくてはならない。

(3)事業本番の会場付属設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料。ただし，会場付属設備使用料のみは対象外とする。また，リハーサルもしくは搬入・搬出等，事業実施の準備・撤収のための会場付属設備使用料も対象外とする。

(4)1号から3号に規定する会場使用料及び会場付属設備使用料は，施設貸主が設定する利用時間枠の中で，事業を実施するために必要な最小単位分を補助対象とする。

2 前項の規定にかかわらず，野外行事（関係機関への必要な届け出等を経た野外コンサート，ストリートパフォーマンス等）につき，補助事業の対象となる経費は，補助対象者が当該年度内に実施する芸術文化活動に要する経費のうち，次の各号に掲げるものとする。ただし，実施年度が2か年にまたがる事業の場合，事業完了年度において，当該事業全体の経費を対象とする（第11条1項の規定により助成金の交付を決定した日前に着手している事業に係る経費を含む。）。

(1)事業本番の会場使用料

(2)リハーサルもしくは搬入・搬出等の事業実施の準備・撤収のための会場使用料。ただし，必要最小限かつ本番当日と連続する前後1日のみ認めるものとする。当該会場は本番会場と同じところでなくてはならない。

(3)事業本番の設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料，設営及び警備に係る人件費。ただし，本号に係るリハーサルもしくは搬入・搬出等，事業実施の準備のための経費は対象外とする。

(対象外経費)

第6条 補助事業の経費のうち，次の各号に掲げるものは対象外とする。ただし，ここに掲げるもの以外でも，前項の対象にあたらぬもの及び本助成金の趣旨にふさわしくないと審査において認められた経費等については，これを対象外とする。

(1)人件費。ただし，野外行事における設営及び警備に係る人件費は対象とする。

(2)録音・録画に関する費用

(3)控室ほか，本番会場以外の会場費

(4)受付用什器などの備品

(5)機材器具の運搬費・駐車場代

(6)チケット発券料・プレイガイド販売手数料等

(7)看板制作費

(重複申請の制限)

第7条 交付申請は、一団体、一年度、一事業とする。

(補助金等の額)

第8条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

(1)公的施設の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等（消費税含む）のうち、3分の1以内で30万円を上限とする。

(2)公的施設以外の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等（消費税含む）のうち、2分の1以内で30万円を上限とする。

(3)野外行事の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等（消費税含む）のうち、2分の1以内で30万円を上限とする。

(交付申請)

第9条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに提出しなければならない。

(1)芸術文化活動助成金交付申請書（様式第1号）

(2)事業計画書（様式第2号）

(3)収支予算書（様式第3号）。ただし、入場料及び参加料等が有料の事業のみ提出する。

(4)その他市長が必要と認める書類

(審査基準)

第10条 審査にあたっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

(1)市民の芸術文化の振興に対する寄与度

(2)補助の必要性の程度

(交付の決定)

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請者に通知するものとする

(1)助成金交付決定通知書（様式第4号）

(2)その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって、申請者に通知するものとする。

(1)助成金不交付決定通知書（様式第5号）

(2)その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第8号）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、

次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

(1)助成事業実績報告書（様式第 10 号）

(2)収支決算書（様式第 10 号 2）

(3)その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 14 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(1)助成額確定通知書（様式第 11 号）

(2)その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付の時期）

第 15 条 市長等は、補助金等の交付額の確定後、補助金等を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。